

武家名目抄稿

衣服部附録一

一

四 五 六	中 四 九	一 一 架	七 七 函	二 五 二 〇 六 號	和 書 門 類
-------------	-------------	-------------	-------------	----------------------------	------------------

五 三 函 一 二 架	四 五 六 冊	二 五 二 〇 六 號	和 書 類
----------------------------	------------------	----------------------------	-------------

内閣文庫	
番號	和 25206
冊數	457 (194)
函號	153 275



山

武家名目抄稿第一冊

衣服部附錄一目録

冠

烏帽子

薄塗烏帽子

立烏帽子

折烏帽子

萎烏帽子



細烏帽子

あくのこゝ色の烏帽子

烏帽子懸

老懸

打りけ烏帽子

一寸おそろ

豹文の烏帽子懸

革烏帽子掛

紙よ金す

馬尾烏帽子掛

小結

長小結

紙よりの小結

衣冠

束帯

直衣

直垂

錦直衣

赤地錦直垂

布直垂

一重直垂

白直垂

白地松竹畫直垂

地白桐唐艸

紅色

紫

淺黄

金みりき

ちくち

とくさ色

ちん濃直垂

黒直垂紋二蝶

ふたへ物

細布直垂

直垂の色年々とく

深直垂

繡物直垂

葛地直垂

藍摺直垂

紺村濃直垂

ちの直垂

蝶の圓直垂

唐きぬ山けり色仕直垂

直垂の袖

ヒヲ括直垂

裏打

狩衣

水干

白水干

袍

大紋

布衣

素袍

小素襖

隨身裝束

細長

淨衣

武家名目抄稿第一冊

衣服部附錄一

冠

和名類聚抄云冠兼名苑注云冠音官黃帝

所造辨色立成云幘頭

上音僕加字布利今按漢語抄說同唐今

等亦用之

義政公大時將御拜賀記云御裝束之事色目

如恒御冠御笏御釵略下

平家物語云の故王
まゝめはまゝいゝんり

て。是は。白さやまをさるゝまひ

きは

源平盛衰記云三浦介義明カ許へ相觸タ

リ折節風氣アリテ平卧ニタリケルカ佐

殿ノ御使ト聞テ悦ビ起テ白キ浄衣ニ立

烏帽子著テ出合タリ

又云山僧燒清内藏頭教盛朝臣ハ立烏帽子

水寺條

子ニ曹ヲ着ス若狭守遠盛朝臣ハ折烏帽

子ニ曹ヲ着ス大夫尉貞能己下甲曹ヲ着

シテ皇居ノ四面ヲ守護

吾妻鏡云文治四年九月十四日長茂参入

諸人付目長七尺男也着白水干立烏帽子

融ニ行著座中参着横敷宛簾中於後

成氏年中行事云正月十七日御的系御新造之御的

之時ハ射手皆白直垂也上古ハ立烏帽子

ニテ浅沓ヲハク近年ハ折烏帽子ナリ

折烏帽子

保元物語云 主上三條 殿行幸條 其時義朝御前ニ召

レ赤地錦ノ直垂ニ折烏帽子引立テ賜立

計ニ太刀帶夕リ

平家物語 法皇在御條 法皇在御時ニ召ク他ハ

ハ所奉有る武士有数ニ折烏帽子

豊後少将宗長木蘭地直垂に折烏帽子に

供奉セシ^レ是^レた^レ會^ニ也^レ是^レは^レ後^ニシ^テ也^レ

也^レ給^フ所^ニあ^リ居^ル事^ヲ告^グ仕^ル所^ニシ^テ也^レ

事^ハ是^レ長^シ士^ノ在^リ侍^ル所^ニシ^テ也^レ

源平盛衰記云 絹笠合 戦條 義明懸出テ、寂後

ノ軍シテ見セ奉ムトテ白キ直垂ノ袖セ

ハキニ 葵烏帽子ヲ引立テ、雜色二人ニ

馬ノ口ヒカセ中間六人ニ左右ノ膝ヲサ

セ太刀ハカリヲ腰ニ付テ右ノ手ニ鞭ヲ

貫入レ左ノ手ニ手繩カイ絡既ニ打出ム
トシケリ

義隆紙云 書寫山於 上の条 のり 初月へく

出うま 比ん の云く れ ね子黒糸在く 乃後
考まきぬ十日そりぬく ら 子 ま じ ん 急
一に ま ち ま 記

細烏帽子

太平記云 石清水 行幸條 三月十一日ハ八幡行幸

ニテ諸卿皆路次ノ行妝ヲ事トシ給ケリ
藤房モ時ノ大理ニテオハスル上合ハ是
ヲ限ノ供奉ト思ハレケレハ御供ノ官人
悉目ヲ驚ス程ニ出立レタリ 略中 路次ニ細烏
帽子ニ袖單白シテ海松色ノ水干著タル
調度懸六人次ニ細烏帽子ニ香ノ水干著
タル舎人八人其次ニ直垂著ノ雜人等百
余人警蹕ノ色高ヲカニ傍リヲ拂テ供奉

セラレタリ

むくみ色の烏帽子

七十一番職人歌合

いゝせん 志をねぬ 志は禮を重む

むくの三年 身を判る 判云 志

子禮くらむ こと 志 志は 志は 烏帽

子のむくの志 能 志 志は 志は

志は 志は

志我の志云 志は 志は 十部 志は 志は

志は 志は 志は 志は 志は 志は

志は 志は 志は 志は 志は 志は

志は 志は 志は 志は 志は 志は

志は 志は

新式目追加云 御禁制條々 貞治六 中間以

下輩直垂之 絹裡 絹腰 并 烏帽子 懸 不可用

事

通達院有府装束抄云老懸或名の人卷纏
之是を用ゆ但六位之細縷より判る也其
厚薄の勢より古ハ薄く今代は厚と判
る也緒は紫或は紺此系々と其より人
より勢より細云の太極は仍幸ハ考
案を帯す仍縷を考く老懸を用ゆ太極此
大約之よりは弓案を不帯隨身ノ金持
仍老懸と不懸有り縷ノ麻菟院准后は永

徳二年の仍幸ノ左大臣此考太極と縷
既老懸とりけり案を帯せらる但是は
別勅のより是く後例たるへり
す一成恩寺純綱園白云々凡大臣此太極
弓案を帯するは番唱陳外先例
より是く情也

打ち付け急ほ

宗女太極紙云又をくりり人

つげぬと狼藉也。うらぐが急げ。ちの
あすうら 同家

一寸うら

曾我物語云 足利のき 寸郎りそのよのかま

こはあらぶうら 初りのまきふくかき

うらあらしやうの海を流てうらうけ

一寸まうらの急げうけを流てうら

け

上野抄云 大うら 初りの時ち急げうら

ひあうら 急げうけとすへ一寸

うららの初なりけ乃時を急げうら

ひあうら

宗吾一冊指書云 けも一寸まうら 白鳥

うらませ 急げうらとほをき程うら

へん 急げうらうらうらひあきをせ也

なま 急げうら又うらうらの時急げうら

け一寸。き。く。り。も。白。黒。う。ち。ま。せ。て。し。め。い。

豹文の巻けりけ

多。然。如。信。云。あ。り。ま。や。う。そ。く。は。略。中。を

て。は。結。て。う。き。け。初。や。う。の。ん。の。ん。

ほ。し。け。を。つ。り。け

革烏帽子掛

東鑑云 文治五年九月七日下午 宇佐美平次実政生虜

泰衡良從由利八郎相具泰上略被仰景時

着白直垂折烏帽子 立向由利

子紫革烏帽子掛 布衣記云折烏帽子赤皮之烏帽子掛紙綺

之小結

流鏑馬武田本云馬之右 雜色装束ハ意ハ

列多 けり けり けり けり けり けり けり けり けり けり

紙

義輝公御元服記云表江御成有テ略中御次

管領代 頼定 著坐衣装大帷子折烏帽子カケ

緒紙ヨリ

上堅抄云馬舟中間二人くらひひくこれ紋

あり大口は不着然九人の紋若はこゆひか

しれ意旨しを若くししつげを紙よ

月 願 西 本 山 本 寺 傳 之 由 時 多 事 本 山 寺 本 山 寺

馬尾急なりつげ

所傳所実云急行しつげの事く之布く

いる尾の仕り事色等の事そいそははは

的布と此始す用る常にかく布くい

由りいなり

條し穿書云又るの尾そあたるを布と

わりの又系そあたるを布とも為標付し

それしは系と布ともいへしそ布ハ急行

しはこゆひあきまは也つうけつうけを

すも也まはつうけつうけを急行し多打つ

けたるを今そこゆひとすい也きある始

と系布くく人
奉公堂怪証云其何くけの事なるか尾を
すまのありて年々也夏を又ハ月よりてま
るり又大く初りの村
大的解解証云介流のむと組結する帝の折
尾月一るの尾の尾何一うけ
可後大奴紙云立尾何一風折とまれば
不也一只此時あるの尾尾何一うけとす

あり

小結

條々少書云其故を尾何一は小結なき
言の也てうつつけとす也ててうつの
けを尾何一う打うけたるを今はこゆひ
と也

上陸折云その中間或人くらひこれ級
あり大口は不着此九人の級者はこゆひ

持院將軍參内ニ衣冠浮織物ノ指貫ヲ用

ラ

康富日記云將軍義政公宝徳元年八月二

十八日丙子晴室町殿將軍宰相中將殿御

參内始也御衣冠紫御指貫八葉御車

室町殿元服昇進拜賀記云同年四月廿八

日御參内始御装束衣冠

束帶

吾妻鏡云建永元年正月十二日甲午今日

將軍家御読昏始相摸權守仲業末為御侍

読時尅持參御注孝經於寢殿南面將軍家

御布出御事訖權守賜御馬置和田三郎朝

威引之下立庭上一拜之後退出

義政公大将拜賀記云御装束色如恒色目御

冠御笏御劔沈地螺鈿御平緒紫淡御帶有

文巡方御檜扇

直衣

和名類聚抄云襪衫楊氏漢語抄云襪衫曾須

豆介乃古路毛一云
奈保之能古呂毛

三條家装束抄云着直衣次中事先單次衣

次指貫此下着とを著籠りて指貫の腰

と結次ニ着直衣晴の時出衣あらは結指

貫腰之後指貫の上ニ着出衣以左帶結之

出衣の尻は、て挿帯後出衣の前あり

て妻出衣膝の同夏秋を先帷子張單或々
号引

トヘキ若年此人は法學止し生衣を重著

る用生衣のるハ五月九月るる一人

は不_レ着生衣事也次着指貫有出衣着_レ同

冬

道遙院後装束抄云建久元年十二月二日

右方お耐直衣始卷用_レ日直衣に友の丸

の月御物_一袴履色の紅梅衣を扱す

也

義教公御元服記云郎從十騎直垂如例大

惟ヲ重又

義政公御袴着此之次所取振此也 直垂

所車所尻乘

又云之後三所方十カラ所取へ所了

之く所垂大口とメス所地しりき

以紋桐々草

康富記云義政公御元服記云文明六年四月

小十九日予 皆直垂 重大口

東山殿年中行事云正月一日卯討將軍家

出御于便宜所御烏帽子 凡折 着白直垂

錦直垂

太平記云 主上上皇 十方ヨリ射ケル矢ニ

左近將監時益ハ頭ノ骨ヲ被射テ馬ヨリ

倒ニ落又糟谷七郎馬ヨリ下テ其矢ヲ拔

ハ忽ニ息止ニケリ敵何クニ有トモ知子
ハ馳合テ敵ヲ可討様モナニ又忍テ落ル
道ナレハ傍輩ニ知セテ可返^合今ニテモナ
レ只同枕ニ自害ノ後世マテモ主従ノ義
ヲ重スルヨリ外ノ事ハアテシト思ケレ
ハ糟谷泣々主ノ首ヲ取テ錦ノ直垂ノ袖
ニ裹ニ道ノ傍ノ田ノ中ニ深ク隠ノ則腹
搔切テ主ノ死骸ノ上ニ重テ抱著テソ伏

タリケル

赤地錦直垂

^{上五ウ} 赤家物語云 傳 的 新友後友多由實考法臣

てあまはひらきまを言へは射すにこそ
りきたりし 大羽軍共矢面り進んく傾城
と血貫をらきんをよきたりし移ら
て射敵をよの謀とこそ存保へしちの
らも敵を射せらるるもや作らんと

時着白直垂折烏帽子立向由利

義滿公御元服記云加冠以下役人奉行人等皆着白直垂

康富記云義政公御元服記云今日梳飯島

山次郎義夏白直垂也騎馬三騎皆白直垂

也

東山殿年中行事云卯剋將軍家出御便所御烏帽子白直垂御服唐織

室所殿元服昇進拜賀記云御裝束御立烏帽子御

直垂白張縮

義輝公御元服記云植綱高保經元造以上

五人白小袖袷白直垂大帷大口着之

宗吾一冊拔書云熱刺白以連を被

着以是以方極之也所元報之一段乃

所後之被着以薄之力也之被之身之

所為之事之昔之事之

市成次亦云。公方振以去。度又真。岳所。其
室。如。色。と。と。と。色。又。紫。白。と。と。と。四。季。と
一。等。と。色。

三光院内府記云。惣別十六歳迄。諸家一
同。白。緋。直。垂。色。々。直。垂。又。不。着。用。之。諸
大夫。毛。同。前。

白地松竹畫直垂

義政公御着袴記云。應仁元十一月廿八日御着

袴。於。常。所。所。直。垂。白。雲。と。と。と。人
と。松。竹。画。を。め。た。所。と。と。と。腰。張。ま。り。と
也。ら。と。

義植公御着袴記云。於常所所。直。垂。白。地
白。雲。と。と。と。人。と。松。竹。画。を。め。た。所。と。と。と。
と。所。腰。を。結。束。と。ら。と。と。

地白桐唐草

義政公御着袴記云。應仁元十一月廿八日御着

ききたるへんしん白しぬいぬ身也

康富記云將軍義政公御参内記云次帶刀

十三番

紺地浅黄
直垂

評定始御判始次第云参勤人數略中皆浅黄

直垂着之

蜷川記云又うらひ大略あさきうらひ

入道あるといふものをもよひ紋のり

松竹略

金みづき

條々圖書云又あまのりことく西陣のお

ひくたきときこりきけり我後をろく志

やりうて可書

宗吾一冊抜去云又昔一版の晴よひた

きを金んきよむせられぬる若し是大

うらひらうき、られ

もく急

乳河系初進能柳森島云と極中間五指人

直垂、ま。く。急。あ。

とくさ色

河如次身記云公方極西度又直垂は

不亦定如く色とくさ色

うちん

嵯河記云ううおは太極あささうん入

道ありはうちんのを若い

馬見参入記云腹を切人日所をのまはる

中略其時の諸司代多賀若後也六條河系

うち切也切手は若後也かちんのうら

折。う。大。口。若。す。也

濃直垂

室町殿元服昇進拜賀記云奉行人出仕直

打裏又云中間四人折烏帽子腰、大

黒ひたれ紋、

染直垂

布衣記云中間事打鳥帽子ハ結帯也際垂。
垂り大帷と重袴ハ大帷とくね並垂の色
付地くろんふゆんを考或地香文ハろん又ハ
繭木也家此文也もくろく文を付時ハ地色
くろんくろもくろくも無文也文をつく
新衣取上ハ大帷とくろのぬひぬ古者
此袖乃とむきハ引合但引合ハ文を二

ツハ左ろよりくむ方ハ付同一也無ハ上
ハ四片ハ袴をくろ腰の所ハ一前ハされ
上左ろハニツりくろにむ方ニ己上五
ろハ袴とくろハを入上也ち引ら地とくろ
ちり

繡物直垂

源平盛衰記云入道ノ計ヒニテ十四五若
ハ十六七八カリナル童部ノ髪ノ頸ノマ

ハリニ切りツゝ三百人召仕ハレケリ童
ニモ非ス法師ニモ非スコハ何者ノ白ヤ
ラム一色ニ長絹ノ直垂ヲキル時ハ褐ノ
布袴ヲキセ一色ニ繡物ノ直垂ヲキル時
ハ赤キ袴ヲキセ梅ノ裾ノ三尺計ナルヲ
手本白ク汰テ右ニ持チ鳥ヲ一羽ツゝ鈴
付ノ羽ニ赤キシルレヲ付テ左ノ手ニス
ハサセテ面々ニモ夕セテ明テモ晩テモ

遊行セシム

葛地直垂

金勝院本太平記云 義貞自
害條 義貞鎧ヲ著替

ハ給フ其時ノ装束ニハ白帷ニ精好ノ大
口葛地ノ直垂ニ崩黄ニ中一通リ紫ニテ
威シタル鎧ニ大中黒ノ征矢三十六指タ
ルヲ筈高ニ負ナシ

藍摺直垂

吾妻鏡云元暦元年三月廿八日丁巳被請
本三位中将藍摺直垂引於廊令謁給云々

紺村紺ノ直垂

源平盛衰記云

文覚發心條

盛遠ハ十七ニナリ

ケルカ其年ノ三月中旬ニ渡辺ノ橋供養

アリキ盛遠紺村紺ノ直垂ニ黒糸威ノ腹

卷ニ袖付テ云々

かちの直垂

子家物語云

指合

菅原の中ノ筒井淨妙明

秀をくちに垂垂ト黒皮威に禮まて五板

甲に結きしし黒漆の右刀とけき廿四さい

たる黒ありの矢おひぬしのとけき廿四さい

このむ白柄の大長刀を副て是も只一人搦

の上まをけんたる

蝶ノ圓ノ直垂

源平盛衰記云

義經院

蝶ノ圓ノ直垂ニ紫

坐^{幸ノマ}紺ノ小冑ハ同国住人河越太郎重頼カ
子息ニ小太郎重房生年十六歳ト云フ大
文ヲ三ツト書タル直垂ニ黒糸威冑ハ同
国住人梶原平三景時子息源太景季生年
廿三ト云フ

唐きぬ山と色の直垂

烏帽子お草紙云よりわういふやうのてい
えんとていふとていふをりりふふく尋常成

ウもつるはとんきんを志多りていふは
かきぬをとりて地をは山とていふ一
まけつるとものく十八五ふきぬいとをこ
つくとていふとていふぬいおとていふと
ぬいぬい

直垂ノ袖

笠掛舩紀云引目はあへむくへき也と綱
をすてていふぬの袖をかおすやう小

多へし〜く刃目外る〜押合〜く矢筈

を〜

とヲ括ノ直垂

古今著聞集云ノ偷盗〜腹巻子左右のこ

〜て長刀を括〜るひ流〜

の直垂た刀もりきまふ〜る〜あちた

里

裏打

條〜吹去云ひ〜れのそめ松略中武家〜

着い〜らおハた〜油黄略下紋を

故實雜々聞書云る人〜らおのきせ松

のり回ひものそめ松の〜、着〜

五列義い

寺公覺悟記云武家たひた〜れは裏打

〜公家とひ〜れ也

狩衣

平家物語云 重衡云 斬條 多万人此之わきした

了事を押ふくく 三位中おれははせ付ちあ

うま川く知時社に宿後とみまうんと

多まうくと信人し信しれと中 お 志於秘

誠子神女ありあはせれありくを家朝

子佛を降しきく斬らぬとやとみまは 心

り小解の深源く覚ゆるしと宣人と知時

安ん秘此のりとしてち獲る武士少り

今くそ也より佛を一斬りてまうくと出衆

且幸と河津院よりまうくと河原の砂

のよりまうくと知時と指衣の袖のく

りをとみく佛の西よにうげ中おれは

久くせきする中おれをひく川く佛と

向つくとされけるまうくと

義教公御元服記云畠山左馬助持永着狩

衣 紅紋
鶴菱

又云御装束白襖御狩衣。唐草 文松 萌黄御袍

紅御帶御大帷御帶御腰ツキ

義滿公御元服記云御装束御狩衣。唐草 文松

御奴貫紫御扇

康富記云美政公御元服 文安六年四月小

十六日卯晴略中即御立帽子被召也白襖御

狩衣也云々

親長記云小侍所細川右馬助政賢後騎申 合之紅

狩衣

室町殿元服昇進拜賀記云松田丹後守將葛

衣文 松丸

又云御装束御狩衣。唐草 文松

又云御装束白襖御狩衣。唐草 文松 萌木御袍

織物 浮文 紅御單紫浮文御指貫御文鳥 須支 御下

袴可被 籠御 御大帷御帶御腰ツキ

唐富記云文安六年四月十六日此夜室町

殿御元服加冠細川武藏守勝元理髮變細川

民部大輔略中即御立烏帽子被示也撰津掃部頭之

親持参之渡。理髮理髮渡理冠人云々白襖御狩衣也

延徳二年將軍宣下記云七月五日丙辰天

晴略中御判始宣下事終之後被執行之御坐

敷同前御疊赤縁南方二疊東方二疊四坐二枚敷之

御坐御烏帽子狩衣濃萌黄

布衣記云五位物衣乃事上品此字治

きりし此布小白くすく物をけく一重

袴衣袴袖のくく具は具子在前次指貫

平絹多は黄田色る裏は白絹比の目不

のりこをけくいりもすやめ記もる色

しすろこは生此上糸能絹也下結は

新くく此四くるる抑折の時を上結衛

府の時は下結有る名く此事は五位六位

石お磐

み云狩衣事云位々狩衣を面仁和寺布好
也（一）は練貫を付也付色は至の年（一）
又云狩衣乃色（一）面裏同色とは二年と
中此色は紫萌木の間也至此年二十（一）
まは可用也次面萌木裏白（一）
や中此色とは主年廿四（一）可用次面
紫裏萌木とは（一）也次面（一）萌
木裏薄萌黄とは（一）次面紫裏白

とは萩花色（一）也次面紫裏薄紫とは菴
重（一）也卯重色瞿麦色女郎茶尾茶、
ひハ梅多梅重柳色或面萌木裏紫とは松
重（一）也（一）名ともあは（一）然色代此色付
先（一）知人（一）河内面も裏も（一）色の
あき（一）其名と（一）也（一）
至の年（一）ハ（一）のあ（一）
又云紫系乃事云（一）也上下在

ト同色あり登端袖啓あり如此名をリ啓
也只物衣此〜〜若指も如物衣何装束此
や〜面白孫也〜は裏此色ある〜
面古孫也〜は裏ハ平絹〜〜面は
縹物とす〜也文事ハ互の家此物とも如ひ付
也又胸の草木花紅紫とも如ひ也次の布
〜〜袖ハ平絹〜〜多々水平の布子よ
〜〜また袖の地力色〜〜久〜又ハ互力

この玉へき也裏をは〜〜の〜
〜〜袖の〜〜をけぬき〜
上人此袖の〜〜と同物也次大帷の下の袴も
物衣此〜〜あ〜も也次衣も〜
〜あ〜色も也物衣と同事也袴は〜
下袴也上此帯の〜も物衣の〜
又云清府を法〜時織物衣に袖一重衣と
ハ指也ハ身を入下結略中次〜袖〜の〜

布衣はさらは免せしむく別百りこれ
奴白水干小葛此袴をたきりり

袍

三條家装束抄云若袍次身冬ハ先着赤
大口次与袴次单次袍次下重上其上袍夏
以先赤大口次与袴次赤帷次单次下重上
次半臂次袍或说先赤大口次下重袍凡袴
之物着之次上ノ袴之志一々上ノ袴乃腰

一々上ノ袴之志一々上ノ袴乃腰

大紋

源平盛衰記云大文ヲ三ツト書タル直垂
ニ黒系威曹ハ同国住人梶原平三景時子
息源太景季生年廿三ト云

布衣

平家物語云一々上ノ袴之志一々上ノ袴乃腰
布の一々上ノ袴之志一々上ノ袴乃腰

のそらうをき也
さぬをゆつく
いもせられ多う
まうりあう

云々

吾妻鏡云建暦元年正月三日丁亥院飯小

山左衛門尉朝政沙汰之結城左衛門尉朝

光持参御劔今日及御前盃酒有延年等相

大州被賜御布衣其外武州等同及御引出物

云々

又云仁治二年十一月四日今朝將軍家為

武藏野開筵御方違渡御于秋田城今義景

武藏国鶴見別荘御布衣御輿御力者三手

供奉著水干

鎧抄云晴時布衣可用平礼而近代布也或

書云雖中少將備威儀日多平礼公保卿少

將二十許マラ常事也基家光能十四近代

其西人外近將不見及基家又好此度

鹿苑院殿御直衣始記云次番長下毛野、

音 布衣冠以白
薄悉淡之

素袍

東遷基業云元和元年十二月十六日藤原
の端了還御有る廿九日小御手元日下は
諸士烏帽子素袍を著して笑正人と
信知されり二年丙辰正月朔大納言正使
と藤原の事はうれしく新正と笑せらる

多例北山より今日侍士烏帽子素袍を著し
て笑正人と

小素襖

東山殿年中行事云 正月四日入御于常御所

武家皆着小素襖

隨身装束

宝篋院殿大将拜賀記云次ニ隨身馬上赤
千金襪之上着ニ豹虎之尻鞆之大刀滋藤

弓二尾籠員厚総之尻鞆懸テ左右ヲ分二
行ニ乘也

細長

慈照院取内袴着記云 源氏所採所如その後
少奇漲、所大口細長。石地白唐織物、所紋
り、所、一、車の供、所、所、向、アリ

浄衣

長門中系系物、係云 布云位中 三位中、所、浄
所、江、切、糸

衣。此、右、右、の、袖、此、く、り、成、と、き、そ、佛、の、ほ、き
ゆ、ひ、つ、け、く、く、ま、り、く、く、ま、り、の、り、と、と
云、く、く、く、

吾妻鏡云 安貞二年二月三日 將軍家御参
鶴岡八幡宮 令着御浄衣 給先散位 晴賢 冠
参廊車寄戸

松田家記云 永和元年三月廿七日 石清水
八幡宮御社 参當御代始御装束如件 御浄衣

武家名目抄稿第一冊

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

明治十六年三月 日旧稿校正 小野由久

同年同月廿三日再校并書 青山景通

同月廿四日以前稿逐一校

成

全十八年四月校合

深澤政長



全十八年四月 外合

新野成身

四月廿三日 再送

四月廿三日 再送 青山景

四月廿三日 再送 由久

